


平成 27 年 1 月 29 日

 埼玉高速鉄道ニュース
担当:清水、森本 連絡先:048-878-6845

事業再生 ADR※手続きの成立について

当社は、平成 16 年に経営健全化計画を策定し経営改善を図り、輸送人員も増加してまいりました。しかし、リーマンショックや東日本大震災等の影響による輸送人員の伸び悩みにより、平成 22 年に策定した経営改善計画に基づく経営自立の達成が困難となったため、建設時の多額の有利子負債の縮減による元利償還負担の低減等を中心とする事業再生計画案を作成し、産業競争力強化法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生 ADR 手続き」という。）による事業再構築を進めてまいりました。

その結果、平成 27 年 1 月 29 日開催の第 3 回債権者会議において、当社の事業再生計画案に対して全対象債権者から同意書の提出があり、事業再生 ADR 手続きが成立いたしましたので、お知らせいたします。

当社といたしましては、事業再生計画に基づく経営再構築の着実な推進により、事業再生 ADR 手続き成立後の初年度となる平成 27 年度からの営業損益及び経常損益の黒字化を目指して経営改善を図ってまいります。

また、同計画に基づく資本金の減資等により繰越利益剰余金の欠損補填を行うことで開業以来の累積欠損金の解消も図り、自治体からの財政支援に頼らない自立した安定的な経営を確立します。これにより安全・安定な輸送事業を継続するとともに、さらなる利用者サービスの向上を目指して取り組んでまいります。

今回の経営再構築にあたりましては、株主、債権者の皆様をはじめ関係者の皆様には、御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今後当社におきましては、本事業再生計画を確実に遂行し、お客様は無論のこと全てのステークホルダーの皆様のご支援・ご期待にお応えすべく、全社一丸となり、不退転の決意を持って抜本的な事業再生に取り組んでいく所存でございます。今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※ 事業再生 ADR とは

経済産業大臣の認定を受けた公正・中立な第三者が関与することにより、過大な債務を負った事業者が法的整理手続によらずに債権者の協力を得ながら事業再生を図る手続き。

1 当社が実施する経営改善策

①収入増加策（→は、今年度実施したもの）

- ・ 駅等での集客イベントの開催
 - 鉄コン in 浦和美園
 - 車両基地見学会
 - 駅前フリーマーケット
 - SR ボージョレ・ヌーヴォーフェスタ
 - 埼玉地酒大試飲会
- ・ 新たな企画乗車券の発売
 - シネマきっぷ
 - 浦和レッズ応援きっぷ
 - 車両基地見学会記念きっぷ
 - 日光御成道まつり 250（日光）きっぷ
 - 恋愛成就きっぷ
 - 合格祈願きっぷ
- ・ 地域イベントへの協賛など連携強化
 - 日光御成道ふれあいウォーキング
 - 新井宿フェスタ
 - 川口宿 鳩ヶ谷宿 日光御成道まつり
- ・ 駅出入口に駅名を付加するなど視認性、誘導性の高いものに変更
 - 東川口駅ほか5駅で改善
- ・ 駅構内の低・未利用スペースの有効活用

②支出削減策

- ・ ダイヤ改正に合わせ運転士の作業の効率化
- ・ 責任施工の順次拡大
- ・ 65歳以上のやる気ある人材の活用

- ・ 駅エスカレーターの終日運転の見直し
 - 始発から約 2 時間一部エスカレーターの運転見合わせ
- ・ LED 照明の導入
 - 浦和美園駅導入
- ・ 防眩照明の見直し
 - 約 50%削減
- ・ その他、中間駅要員の見直しなど

2 債権者へ依頼し、御同意いただいた事項

①金融機関

- ・ 貸付債権のうち 322 億円の債権放棄
- ・ 貸付債権のうち 63 億円を埼玉県に債権譲渡
- ・ 貸付債権のうち 27 億円について償還期間を延長

②独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

- ・ 支払債権の 485 億円について償還期間を延長

③自治体（埼玉県、川口市、さいたま市）

- ・ 金融機関が債権放棄する貸付債権及び埼玉県に譲渡される貸付債権に対する第三セクター等改革推進債による損失補償の実行
- ・ 貸付債権のうち 196 億円について債務の株式化
- ・ 貸付債権のうち 41 億円について償還期間を延長